

⑦ 時間外保育事業

今後の
方向性

- 児童の健全育成の観点から、長時間保育が子どもに与える影響も踏まえ、事業内容を検討します。

⑧ 病児保育事業

今後の
方向性

- 平成27年度より病後児対応型の実施場所を1か所増(愛の杜めぐみ保育園)とするほか、病児対応型について実施を検討します。

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

今後の
方向性

- 新たな基準に則り、研修事業等により職員の資質の向上に努めます。
- 利用人数に応じた施設の整備を図ります。
- 活動内容の充実を図ります。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

今後の
方向性

- 協力会員及び利用会員の募集を継続して行うとともに、事業の周知に努めます。

⑪ 妊婦健康診査

今後の
方向性

- 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、適切な受診の啓発に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後の
方向性

- 国の制度に基づき実施を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後の
方向性

- 国の制度に基づき実施を検討します。



発行日 平成27年3月
 発行者 名取市健康福祉部こども支援課
 住 所 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80
 TEL 022-724-7118 FAX 022-384-2101



概要版

名取市

子ども・子育て支援

事業計画

平成27年度～平成31年度

目次

- 1 名取市子ども・子育て支援事業計画とは……………P 1
- 2 子ども・子育てを取り巻く状況……………P 2
- 3 これから目指す事業計画……………P 2
- 4 次世代育成支援の施策展開……………P 3
- 5 子ども・子育て支援の事業展開……………P 4

平成27年3月

名取市

1 名取市子ども・子育て支援事業計画とは



事業計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。この制度は、保護者が子育てに関する第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、子育てを社会全体で支えるために創設されたものです。

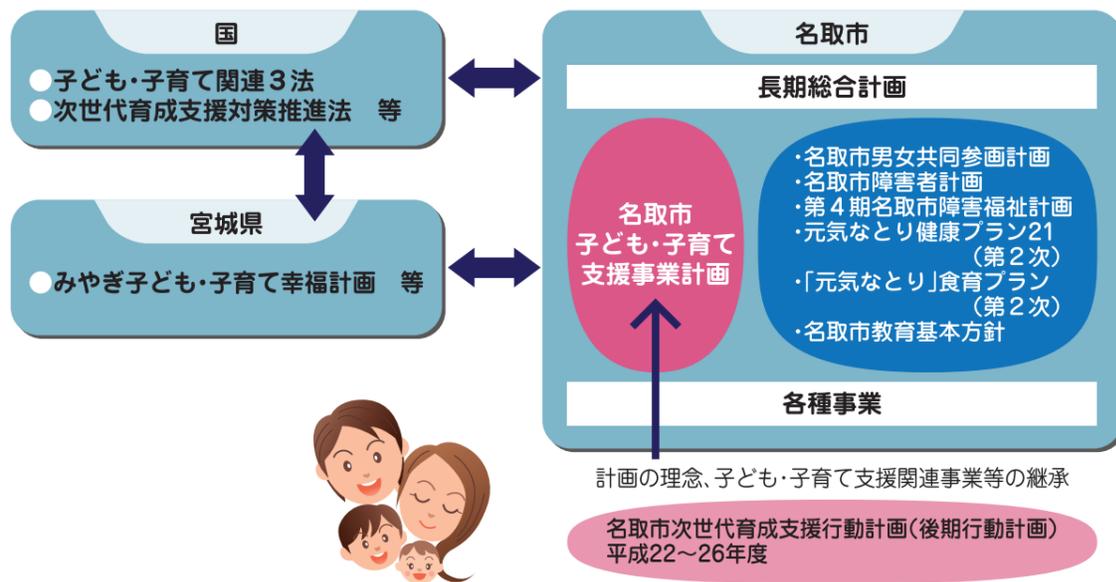
市においては、子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等をさらに推進するため、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



事業計画の位置づけ

「名取市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」の内容を引き継ぎ、本市の子ども・子育て支援施策を推進する計画として位置づけます。

「名取市長期総合計画」や、関連する分野別計画と連携・整合を図り策定するものです。



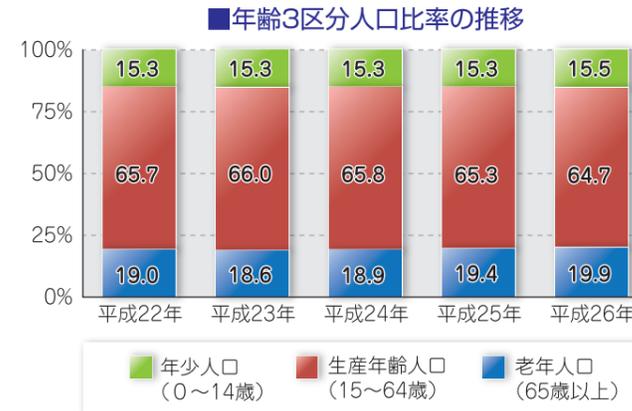
事業計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期として策定するものです。5年間の計画期間中であっても、必要に応じて中間年度(平成29年度)を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

2 子ども・子育てを取り巻く状況



人口の動向

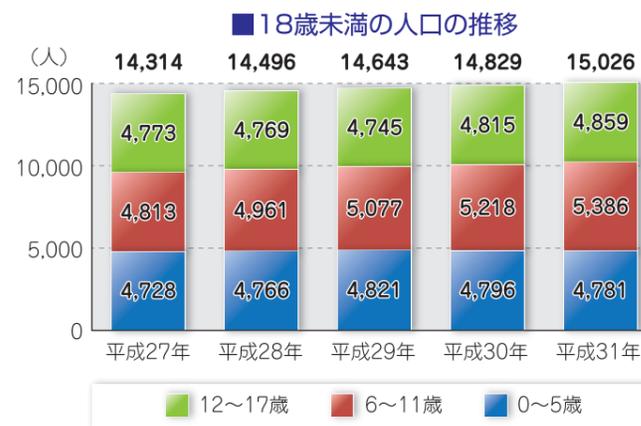


本市の人口は東日本大震災の影響で一時減少したものの増加傾向にあり、平成26年4月1日時点の総人口は75,020人となっています。年齢3区分別の人口についても同様に推移しています。

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



人口推計



平成27年以降の人口を推計したところ、総人口は76,000人台から緩やかに増加すると見込まれます。平成31年までいずれの年齢区分でも増加傾向であり、さらに年少人口は、総人口に占める割合についても増加することが見込まれます。

18歳未満の児童人口は平成27年の14,300人台から、平成31年には15,000人台に増加するものと考えられます。0~5歳では平成29年が最大となり、6~11歳は今後も増加することが見込まれます。

基準日:各年4月1日

3 これから目指す事業計画

事業計画の基本理念

子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち 名取
 ~子育ての輪を つなげよう 伝えよう 広げよう 支え合おう~

健やかに生まれ育つことは、全ての子どもがもつ権利であり、子どもを見守り育てる保護者や地域にとっては大きな喜びでもあります。社会全体が子育てに対する理解を深め、住民同士の関わりを築きながら、地域の中で子どもや子育てを家庭を支援することが必要です。

これまで、子どもたちが明るく・元気に・たくましく成長でき、地域で安全に生活できる環境づくりの実現や、親だけでなく、市民一人ひとりが子どもたちの成長を支え、子育ての輪を広げていくことによって地域全体の活性化を図るため、子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

これからも名取市の未来を担う子どもたち全てが、健やかに成長できるよう、切れ目のない支援や取り組みを一層促進していきます。



重点施策

重点施策1 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行等により人と人とのつながりが希薄化しています。親が子育ての責任を果たしながら子育てを楽しめる環境として子育て中の親子が気軽に集える場づくりや、子育てに関わる組織等の連携を強化し行政と地域が一体となって子育て家庭を支援することが求められており、ニーズに対応した子育て支援の充実を推進します。

重点事業 ・地域子育て支援センターの充実 ・放課後児童クラブの活動内容の充実

重点施策2 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

妊娠・出産・育児期における切れ目ない母子保健事業の充実と各事業・関係機関の有機的な連携体制の強化が求められており、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

重点事業 ・乳児家庭全戸訪問事業の推進 ・発達支援事業の充実
・予防接種未接種者対策の強化 ・成長に応じた食育の推進
・むし歯予防事業の推進

重点施策3 教育・保育事業の充実

本市では人口が増加しており、幼児期の教育・保育ニーズは今後も増加することが見込まれます。多様なニーズに対応するため、教育・保育の量の拡充と質的向上を図るとともに一時預かりや延長保育などの事業の充実を図ります。

重点事業 ・教育・保育事業の充実 ・地域型保育事業の推進

4 次世代育成支援の施策展開

1 地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 教育・保育事業の充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 安全・安心な生活環境の整備

5 職業生活と家庭生活との両立支援

- (1) 職業生活と家庭生活の両立の推進

6 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

5 子ども・子育て支援の事業展開



幼稚園

幼稚園は、満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための学校教育法に基づく教育施設です。

新制度における私立幼稚園の位置付けについて

私立幼稚園は、新制度において施設型給付を受ける「特定教育・保育施設」に移行するか否かを、自ら選択することができます。計画期間内のいずれの年度においても新制度に移行することが可能であり、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能です。

本計画では、私立幼稚園の新制度への移行、とりわけ認定こども園への移行を促進しつつ、新制度に移行しない私立幼稚園も、本市における幼児期の学校教育の担い手と位置付けます。

今後の方向性

- 人口増、多様なニーズに対応するべく、私立幼稚園での受け入れを拡充する方向で支援を進めます。
- 市内の私立幼稚園に対し、給付を受ける幼稚園や認定こども園としての新制度への移行に向けて適切な情報提供や支援を行います。



認定こども園

認定こども園は、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を行うことを目的とした、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

今後の方向性

- 教育・保育を一体的に提供する認定こども園の制度の趣旨を踏まえ、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう私立幼稚園に対し、認定こども園への移行についての適切な情報提供を行うとともに、必要な支援に努めます。



保育所

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由により、小学校就学前までの子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育することを目的に設置された児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

今後の方向性

- 保育ニーズの拡大に対応できるよう、多様な保育形態や民間活力を活用しての受け入れ人数の拡大を検討します。
- 平成27年度から、愛の杜めぐみ保育園が認可外保育所から認可保育所に移行します。



地域型保育事業

地域型保育事業は、0～2歳の保育が必要な乳幼児を保育する事業で、いずれも市の認可事業です。

小規模保育事業

家庭的保育事業

事業所内保育事業

居宅訪問型保育事業



教育・保育ニーズの量の見込みと確保方策

■本市に居住する就学前児童の教育・保育ニーズの量の見込みと確保方策

単位：人

確保方策		1号（3～5歳学校教育のみ）											
		現況値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度						
①量の見込み（需要量）			1,424	1,462	1,500	1,480	1,467						
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	130	130	90	70	70	70						
	確認を受けない幼稚園	1,409	1,489	1,489	1,489	1,655	1,655						
	地域型保育事業												
③認可外保育施設													
需給ギャップ【(②+③)-①】			195	117	59	245	258						
確保方策		2号（3～5歳保育の必要性あり）											
		現況値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み（需要量）			236	547	242	559	248	569	245	562	243	558	
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	403	433	433	433	499	499						
	確認を受けない幼稚園												
	地域型保育事業												
③認可外保育施設		63	63	63	63	63	63						
需給ギャップ【(②+③)-①】			△287	△305	△321	△245	△239						
確保方策		3号（1・2歳保育の必要性あり）											
		現況値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度						
①量の見込み（需要量）			383	378	379	380	381						
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	273	297	297	297	297	297						
	確認を受けない幼稚園												
	地域型保育事業		64	64	64	68	68						
③認可外保育施設		13	16	16	16	16	16						
需給ギャップ【(②+③)-①】			△6	△1	△2	1	0						
確保方策		3号（0歳保育の必要性あり）											
		現況値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度						
①量の見込み（需要量）			128	128	129	129	129						
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	74	80	80	80	80	80						
	確認を受けない幼稚園												
	地域型保育事業		31	31	31	36	36						
③認可外保育施設		2	13	13	13	13	13						
需給ギャップ【(②+③)-①】			△4	△4	△5	0	0						

現況値は平成26年、確保方策は各年4月1日の定員数



地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

今後の方向性

- 平成25年度より「子育てコーディネーター」(有資格者)による市窓口での相談・支援を実施しており、今後も継続して取り組みます。

② 地域子育て支援拠点事業

今後の方向性

- 家庭で子育てをする世帯が安心して子育てができるよう事業の充実を図り、利用者の満足度を高めます。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

今後の方向性

- 現在対象世帯の約98%を訪問しており、今後も継続して取り組みます。

④ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

今後の方向性

<養育支援訪問事業>

- 養育支援や要保護児童として支援が必要な家庭の早期発見、早期支援に努めます。

<要保護児童等に対する支援に資する事業>

- 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図ります。

⑤ 子育て短期支援事業

今後の方向性

- 市では実施していない事業ですが、県と連携し必要な支援に努めます。

⑥ 一時預かり事業（預かり保育事業）

今後の方向性

- 一時預かり事業(一般型)については今後も継続して取り組みます。
- 新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園に対して国の制度に基づき補助等を行います。

